

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月14日
【四半期会計期間】	第95期第3四半期（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）
【会社名】	株式会社リケン
【英訳名】	RIKEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO兼COO 伊藤 薫
【本店の所在の場所】	〒102-8202 東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	03-3230-3911（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部業務管理部経理室長 中島 正郎
【最寄りの連絡場所】	〒102-8202 東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	03-3230-3911（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部業務管理部経理室長 中島 正郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （〒103-8220 東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第3四半期 連結累計期間	第95期 第3四半期 連結累計期間	第94期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	63,757	68,540	87,583
経常利益 (百万円)	6,108	5,880	8,379
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	3,998	3,634	4,386
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,340	1,514	7,349
純資産額 (百万円)	75,472	77,958	77,328
総資産額 (百万円)	108,842	111,360	112,266
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	406.68	368.94	446.11
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	404.16	366.45	443.16
自己資本比率 (%)	64.5	64.9	64.1

回次	第94期 第3四半期 連結会計期間	第95期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	140.52	136.67

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、欧米では米国は輸出の減少などがあったものの堅調に推移した一方、欧州は減速となりました。アジアでは中国は貿易摩擦や消費支出の低下などにより景気減速が鮮明となり、インドネシア、タイなどの各国も成長が鈍化しました。

わが国経済は第2四半期までの回復傾向から、夏場以降は輸出が落ち込むなど足下は景気減速感が強まり、先行きも不透明な状況になっています。

当社グループと関連の深い自動車産業では、第3四半期までの自動車生産台数は日本、米国、中国ともにほぼ前年並みとなりました。

このような状況のなか、当第3四半期連結累計期間における当社グループ売上高は、海外での営業拡販などにより68,540百万円（前年同四半期比7.5%増）となりました。

利益面では、売上増加に伴う利益増や合理化効果はありましたが、インドネシアほかでの原材料価格上昇等による製造コスト増加や中国での収益悪化などにより営業利益は5,029百万円（前年同四半期比1.5%減）、経常利益は5,880百万円（前年同四半期比3.7%減）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,634百万円（前年同四半期比9.1%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

①自動車・産業機械部品事業

売上高は58,699百万円（前年同四半期比7.3%増）、セグメント利益は3,299百万円（前年同四半期比11.2%減）となりました。

②その他事業

売上高は12,604百万円（前年同四半期比0.6%増）、セグメント利益は1,670百万円（前年同四半期比10.3%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は111,360百万円となり、前連結会計年度末に比べ906百万円減少しました。これは、投資有価証券が減少したこと等によるものです。

負債につきましては、33,401百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,536百万円減少しました。これは、賞与引当金が減少したこと等によるものです。

純資産につきましては、利益剰余金が増加したこと等により77,958百万円と前連結会計年度末に比べ630百万円増加しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

<当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針>

① 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記①の基本方針の実現にも資するものと考えています。

<経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上>

当社の創業は、昭和2年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動規範として定め、中期経営計画、年度計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

<経営理念>

- 私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- 私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- 私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- 私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

<コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

当社は、客観的な経営の監督の実効性を確保するために、独立性の高い社外取締役2名（全取締役9名）、社外監査役2名（全監査役3名）を選任しています。

さらに平成28年5月からは経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離するために、執行役員制度を導入しています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議、監査役会）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、CSR委員会とコンプライアンス委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足創造）等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、平成28年5月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成28年6月24日開催の第92回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。ただし、対抗措置の内容について株主意思確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成31年6月に開催される当社第95回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.riken.co.jp>）をご参照ください。

- ④ 上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記②の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記③のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1,353百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成30年12月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成31年2月14日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,648,466	10,648,466	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	10,648,466	10,648,466	—	—

（注）提出日現在発行数には、平成31年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成30年12月31日	—	10,648,466	—	8,573	—	6,604

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 781,500	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,795,500	97,955	—
単元未満株式	普通株式 71,466	—	—
発行済株式総数	10,648,466	—	—
総株主の議決権	—	97,955	—

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式85株が含まれております。

②【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社リケン	東京都千代田区三番町 8番地1	781,500	—	781,500	7.34
計	—	781,500	—	781,500	7.34

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,106	8,843
受取手形及び売掛金	※1 21,492	※1 21,001
有価証券	1,500	1,500
商品及び製品	10,143	10,749
仕掛品	3,685	3,670
原材料及び貯蔵品	2,439	2,695
その他	881	1,373
貸倒引当金	△18	△16
流動資産合計	50,229	49,818
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	10,214	10,306
機械装置及び運搬具（純額）	11,652	13,667
土地	2,676	2,670
建設仮勘定	3,452	2,829
その他（純額）	1,122	1,207
有形固定資産合計	29,118	30,681
無形固定資産		
リース資産	3,675	3,372
その他	476	535
無形固定資産合計	4,152	3,907
投資その他の資産		
投資有価証券	18,855	16,561
繰延税金資産	1,752	2,452
退職給付に係る資産	7,193	7,015
保険積立金	426	407
その他	570	546
貸倒引当金	△31	△30
投資その他の資産合計	28,767	26,952
固定資産合計	62,037	61,542
資産合計	112,266	111,360

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 12,859	※1 12,361
1年内返済予定の長期借入金	3,000	—
未払法人税等	1,209	850
賞与引当金	1,835	969
その他	※1 6,073	※1 6,510
流動負債合計	24,978	20,692
固定負債		
長期借入金	7,000	10,000
退職給付に係る負債	1,513	1,553
製品保証引当金	197	134
環境対策引当金	34	28
その他	1,214	992
固定負債合計	9,960	12,709
負債合計	34,938	33,401
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,573	8,573
資本剰余金	7,003	7,005
利益剰余金	54,957	57,164
自己株式	△3,672	△3,513
株主資本合計	66,862	69,229
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,110	△20
繰延ヘッジ損益	△22	△32
為替換算調整勘定	△55	△697
退職給付に係る調整累計額	4,103	3,816
その他の包括利益累計額合計	5,134	3,066
新株予約権	283	274
非支配株主持分	5,047	5,387
純資産合計	77,328	77,958
負債純資産合計	112,266	111,360

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
売上高	63,757	68,540
売上原価	47,993	52,824
売上総利益	15,764	15,715
販売費及び一般管理費	10,656	10,686
営業利益	5,107	5,029
営業外収益		
受取利息及び配当金	217	213
持分法による投資利益	770	756
為替差益	87	—
生命保険配当金	106	120
その他	108	157
営業外収益合計	1,290	1,247
営業外費用		
支払利息	89	86
支払補償費	10	—
為替差損	—	103
その他	190	206
営業外費用合計	290	396
経常利益	6,108	5,880
特別利益		
固定資産売却益	5	—
投資有価証券売却益	13	—
特別利益合計	18	—
特別損失		
固定資産売却損	—	5
固定資産除却損	11	34
減損損失	0	—
投資有価証券売却損	—	91
特別損失合計	11	130
税金等調整前四半期純利益	6,114	5,750
法人税、住民税及び事業税	1,705	1,912
法人税等調整額	△20	△118
法人税等合計	1,684	1,793
四半期純利益	4,430	3,956
非支配株主に帰属する四半期純利益	432	321
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,998	3,634

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
四半期純利益	4,430	3,956
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	563	△1,130
繰延ヘッジ損益	△34	△16
為替換算調整勘定	△6	△772
退職給付に係る調整額	65	△311
持分法適用会社に対する持分相当額	322	△211
その他の包括利益合計	909	△2,441
四半期包括利益	5,340	1,514
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,989	1,566
非支配株主に係る四半期包括利益	351	△51

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

（会計方針の変更等）

該当事項はありません。

（追加情報）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
受取手形	120百万円	99百万円
支払手形	191 "	162 "
その他(設備関係支払手形)	6 "	0 "

2 偶発債務

下記のとおり銀行借入保証を行っております。なお、金額は当社の実質保証額であります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
保証債務		
従業員住宅ローン保証残高	11百万円	9百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
減価償却費	3,235百万円	3,413百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	589	60.00	平成29年3月31日	平成29年6月23日	利益剰余金
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	737	75.00	平成29年9月30日	平成29年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	737	75.00	平成30年3月31日	平成30年6月25日	利益剰余金
平成30年11月13日 取締役会	普通株式	690	70.00	平成30年9月30日	平成30年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
	自動車・産業 機械部品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	54,681	9,076	63,757	—	63,757
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4	3,447	3,452	△3,452	—
計	54,686	12,523	67,210	△3,452	63,757
セグメント利益	3,715	1,514	5,229	△122	5,107

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、配管機器事業、EMC事業及び熱エンジニアリング事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
	自動車・産業 機械部品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	58,696	9,843	68,540	—	68,540
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2	2,761	2,763	△2,763	—
計	58,699	12,604	71,303	△2,763	68,540
セグメント利益	3,299	1,670	4,969	60	5,029

（注）1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、配管機器事業、EMC事業及び熱エンジニアリング事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	406円68銭	368円94銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	3,998	3,634
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益 (百万円)	3,998	3,634
普通株式の期中平均株式数 (千株)	9,832	9,851
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	404円16銭	366円45銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	61	66
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第95期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)中間配当については、平成30年11月13日開催の取締役会において、平成30年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 690百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 70円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成30年12月6日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月14日

株式会社リケン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 昌 之 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リケンの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。